

都市・環境常任委員会
決算常任委員会都市・環境分科会

(平成25年2月1日)

諸岡 覚委員長

それでは、定刻になりましたので、都市・環境常任委員会の所管事務調査を始めさせていただきますと思います。

川村委員におかれましては、若干の遅参をされると報告いただいています。

杉浦委員におかれましては、本日、体調不良により欠席というご連絡をいただいております。

伊藤嗣也委員はちょっとよくわかりません。

定足数には達しておりますので、会議体としては成立をしておりますので、少々人数が少ないですが進めさせていただきます。

きょうは、主に二つありまして、まず、一つは所管事務調査ということで、前回の井堰に関する部分を中心に、いわゆる河川と農業施設の関係についてということで調査活動を進めたいと思います。

そして、その後、昨年8月定例会議会で付された附帯決議の取り扱いについて議論をしていきたいと思います。

時間配分なんですけれども、きょうは午前中のみという設定でありますので、できましたら1時間ずつぐらいをめぐりに、まず、前段の農業関係の施設について、このあたりを11時までと。その後、休憩をとりまして、11時以降は附帯決議に対する対応と、そのような時間配分で進めていきますので、各位のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

では、まず初めに、部長から一言ご挨拶をお願いいたします。

伊藤都市整備部長

改めましておはようございます。都市整備部でございます。よろしくお願いいたします。

本日、河川に関する農業施設ということで、所管事務調査をしていただくわけですが、11月定例会議会でもご指摘をいただきました。私ども、都市整備部と商工農水部との連携が余りよろしくなかったというふうなことで、真摯に反省をいたしておるところでございます。

本日は種々の議論になるかとは思いますが、よろしくお願いいたしますというふうにしていただいております。

私の一つ隣がいておりますけれども、館理事、ちょっと所用でおくれてくるというふうなことで、大変申しわけございませんけれども、よろしく願い申し上げます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございます。

それでは、まず資料のほうをざっとご説明いただけますでしょうか。お願いします。

稲垣河川排水課長

河川排水課の稲垣です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元でございます平成25年2月1日、都市・環境常任委員会所管事務調査資料、河川に関する農業施設についてというところをごらんいただきたいと思います。

まず、1枚めくっていただきますと目次がございますが、まず、1ページ目、農業土木災害復旧事業という資料でございますが、前回、11月定例月議会でもって農水振興課のほうから出された資料でございます。

次、2ページから6ページにかけてなんですが、これも、先ほどの農業土木災害復旧事業の内容につきまして、予算常任委員会の全体会でもって追加資料として出された資料、これを添付させていただいています。

それから、7ページ、こちら、横井井堰に関する資料ということで、6ページまでの資料にはないところを補足するような形で資料を追加させていただいています。

まず、初めのほうで横井井堰、こちら、所有者につきましては、小古曾町自治会が、今、所有者になっておりまして、今回、関係耕作者数は53名みえます。こちらの井堰につきましては、当初設置年、昭和43年1月で、同じ月に河川の占用を得ておるということでございます。

その下にあります写真でございますが、横井井堰の右岸、下流側から見まして、今回被災しました取り付け護岸の下流側、一部写真がございますので、これを添付させていただいています。

全面でちょっと四角い形でごつごつとしたブロックがありますが、これが裏側、奥側へちょっとたわんだ状態で被災前はあったと。その護岸がなかったわけではなくてたわんであったというような状況があったということでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

現在、農業農村整備事業の関係で地元負担をいただいております負担率を一覧に上げさせていただきます。農道整備事業から、6項目めまでの農業用施設災害復旧事業につきましては、これ、農水振興課さんの所管の部分でございます。最後、農地防災事業、ため池維持修繕につきましては、平成17年度より都市整備部河川排水課のほうで所管させていただきます内容でございます。

そして、9ページ、10ページの2ページにかけまして、農業施設整備状況という一覧表を掲げさせていただきますが、平成17年度以降、河川排水課で持ちまして、ため池、あるいは井堰等農業施設の整備にかかわった内容につきまして、工事概要と、それから金額、それと、地元負担金を取っておるか取っていないかというところら辺の仕分けをさせていただきます、一覧表にさせていただきます。

基本的に、ため池修繕事業につきましては、地元負担金5%をいただいておりますし、ため池、あるいは河川工事に伴いまして改良しなければならない、いわゆる治水対策として行っておる事業については地元負担金をいただけないというような整理をさせていただきます。

資料説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

諸岡 覚委員長

ありがとうございました。

前回の説明に若干プラスアルファの資料をつけていただいて、ご説明いただいたということですが、前回の論点は、要するに純粹に農業施設の改修と見るのか、あるいは、治水工事として見たらもう少し何とかなったんじゃないかと、そういった議論だったんですけれども、その差異についてもう少し詳しくご説明いただけますか。

例えば、ため池のところで負担はもらわないケースと、今回のように、治水だったらもらわないけれども、改修ならもらうという部分の、もう少し明確なロジックのところのご説明をいただければ。

お願いします。

稲垣河川排水課長

河川排水課、稲垣です。

まず、ため池修繕工事につきましては、これ、平成17年に河川排水課に移って、ため池

については、いわゆる治水防災的な意味合いも含めて、水の流れの一連の中にある施設であるという認識でもって河川排水課が受け取るというような認識を持っておりますけれども、その中で、ため池については、もともとため池の本来の必要性としましては、農業用の水を利水するための施設であるという認識でもって、その利水の部分として受益者が特定されてくるだろうというところで、修繕工事につきましては、その一部を受益者に負担いただいておりますというようなところがありまして、これ、平成17年度、あるいは平成18年度の上の2件に、それから平成19年度、ちょうど平成19年度が非常に仕切りのわかりにくいところかと思うんですが、平成19年度のところを見ていただきますと、池の谷池改良工事、張ブロックとありますが、こちらについては、もともとブロックのあったものが、老朽化によって壊れたがためにブロックを張り直したというものでございます。こちらについては、治水機能という考えではなくて、あくまでも利水施設としてのため池を維持、修繕していくんだというところで負担金をいただいております。

その下の大沢溜、庄作溜につきましては、これは、実は十四川の関連でございまして、東海豪雨以降、十四川に対する対策として、治水機能を何らかの形で担保していくというところで、このため池を、調整機能を付加する機能、洪水吐でありますとか、越流堤とかいうものを設置して、いわゆる利水のための施設ではない改良工事をさせていただいたというところで、それについては、地元負担金はいただけないだろうというところで、ため池の工事がございますが、利水としての工事をさせていただいておりますというところで地元負担金をいただかずに治水事業として事業させていただいておりますという内容でございます。

あと、平成20年度を見ていただきますと、例えば、ちょうど中段で鋼製スライドゲートを改修工事にあわせて設置しておりますが、いわゆるこれは、河川工事に伴って一旦壊したものを復旧しておるといいますので、これについても、当然地元には負担できないものという認識でもって、いわゆる機能復旧工事、河川改良工事に伴っての機能復旧工事というところで整理をさせていただいております。

平成21年度からはジャンプアップ事業ということで、現在も進めております、ため池等に、今、お話しさせてもらったことと同じような……。

諸岡 覚委員長

一つ一つの解説ではなくて、概念として、地元負担になるケースとならんケースの概念

をわかりやすく説明していただきたいという話なんです。

稲垣河川排水課長

非常にざっくりばらんな言い方をさせていただきますと、利水として機能を維持させるために必要な工事については、こちらは受益者負担金をいただいております。あくまでも利水ではなくて治水、水を治めておく排水対策事業として、ため池とか井堰を何らかの形でさわる場合については地元負担金をいただいていると、大きくはそういう分けをさせていただいております。

諸岡 覚委員長

わかりやすく言うと、地元の人たちがそれがないと困ると。要するに、自分たちで利水をして、自分たちでその水を使うためにそれがないと困るという事業に関しては地元負担金をもらうし、地元の人らは別に困っていないけれども、行政側として必要なものについては行政が100%やっているよという、そういうようなイメージですね、概念としては。

稲垣河川排水課長

委員長の今おっしゃるとおりでございます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございました。

では、質疑に移ってまいります。ご質疑、ご意見がございます方、お願いいたします。

村上悦夫委員

今回のケースは、部長が最初に、この前の全体会でも、予算委員会でも冒頭、お話しされた内容を熟慮しますと、やっぱり当初から商工農水部のほうで話し合いを持てば、かわる手段もあったかもしれないと。今後、そういうことのないようにというような、冒頭、そんなような挨拶をされたと思うんですけれども、実際、今、進んでいる状況からして、受益者負担10%を、もっと安くなる方法をいろいろと検討していただいておりますというのが商工農水部のお話だったと思うんです。実際、申請していく過程において、今の段階で、じゃ、災害として改めて申請し直して、それが国土交通省のほうで採択されるかされない

かという問題もありますけれども、そんな手段というのは、今、行政サイドとして、一方で交渉している中において、再度新しいセクションから災害で受け付けてもらえないかという手法が実際できるのかどうか。また、できないとすれば、今後の問題として、議員、議会で指摘したことについては、非常に今後の問題はそういうことのないように、事前に災害か、あるいは受益者負担で、今、稲垣さんが説明された、そういった仕分けをきちっと行うべきであるということを議会が指摘したと、こういうことでこのケースをおさめるのか。

あるいは、今、先ほど言いましたように、巻き返しがきくのかどうか。これは非常にその辺のところの問題だろうと思うんですけれども、金額的に1000万円で1割で100万円、それが最終、どれぐらいの負担で努力していけるのか。こういった行政手続上の間違いというまではいかないにしても、そういった部分をどのように軽減措置を講じていくことができるのかどうかというような考え方をある程度聞かせていただいて、おさめる以外に方法はないかと、今の段階として。

私の意見としてはそう思うんですが、改めて再度申請して、許可になるような手続は今までやったことないでしょう。そのあたりを、実際の、現在の状況を説明していただいた後、これを了とするかしないかという問題になろうかと思うんですが、私の意見は、指摘したという事実は、今後、大きく課題として提起をしたと。行政も、それに改めて考え方、今後の体制を整えていただくというようなところで落ちついたらどうかなという気がいたします。

意見ですけれども、それに対して、部長、何かありましたら。

伊藤都市整備部長

今、ご指摘がございましたように、商工農水部、それで都市整備部、私どもとの連携が悪かった、もうこれは認めるところでございます。

11月定例会議が終わってすぐさま、鈴鹿川の河川管理者であります三重河川国道事務所の所長のところに行ってまいりました。議会でこういうご指摘を受けましたということで、農水事業ではなくて、普通の河川事業で何とかお願いできませんかという話をさせていただきましたが、もう既にルールへ乗っかっていっておるものですから、もうそれは無理ですというお返事をいただきました。

委員会の中でも、上流側で工事したものですから、下流側で影響が出たのではないかと

いうところもご意見をいただきました。若干言いにくかったのは言いにくかったけど、一遍ぶつけてみました。そうすると、流量がふえるのではなくて、ちょうど内部小学校の前ぐらいで工事しておるんですけど、その水位を下げるという工事をしているんですけど、そういうふうな言い方をされました。具体的な数字までは教えてはいただけなかったんですけども、そういう言い方で、特段上流側で工事をしたから下流側で影響が出たというふうには考えていませんよという国のお言葉でございました。

しかしながら、これからもこういう事例が出てくる可能性はあるものですから、私どもと国とで連携を密にしましょうと。国も、今回のやつはちょっと、もうレールに乗っておりますものですから難しいですけども、ほかの案件で何か手助けができることがあったら、国としても頑張りますよというご意見をいただいて戻ってきたというようなところでございます。

これからは、商工農水部と私ども、土木要望的なもので商工農水部に行ってしまうものというのは、私どもがちょうど把握できていないところがございましたものですから、そういうものも含めて、私どもでも連携をして、把握して、関係のところ当たっていく必要があるのかなというふうに反省をしておるところでございます。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

川村幸康委員

現実対応を今、村上さんは指摘したと思うんですけど、私は、この平成17年度のときにも一つの課題としてあるのが、四日市の仕組みとして、河川へ農業用施設、要は、今、稲垣さんが言われるような利水をするという施設を河川排水課へ、水やでということの目線で持っていったときに、現実はどう残していくかとか、どう維持修繕をしていくかという考え方がなかったのかなと思っておるんですわ。その視点が全然ないもので、物は老朽化してくるのに対して、水という視点でいけば、必ず摩耗というか消耗してくるやつやで必ず修繕が要するという考え方が、あの当時、四日市市にはなくて、意外に、水関連でまとめ上げた組織やったもので、非常に今、こういう災害が起こってくる時の矛盾点が出て

きたなと思うと、いま一度、水関連でまとめ上げることの矛盾点みたいなものをきちっと考えなあかんのかなと思うんですよ。

今回の件でも、予想だにせんような、雨が降ったで多分護岸が壊れたという物の考えでいくと災害なんやわな。日常の流れをしておったけれども、老朽化によって壊れたというんなら、それは受益者負担の考え方というのは成り立つ中で、国においては護岸というのを絞り込むと言っておるけど、絞り込んでもしっかりいいますよと言って、多分、許可しておると思うんやわ、農業施設のあれは、河川に影響を与えやんということで。井堰と護岸を一体とみなすもんで農業施設にしておるけど、災害でそういうものが来たときに、大きになったら、これが堤防まで行ったら河川やろうし、多分。行かんだらという話の中で、護岸があったで堤防が壊れやんだという話もある話やで、非常に、もう一度、国の課題もあるのやけど、そういうことを市単位で見ていくと、今回だったら、例えばため池なんか、一つは利水と言うけど、上からは排水も入れておるため池もあるわけやわな。そうすると、利水は農事者がするけど、そこの排水という利水もあるわけやわなというものの考え方をすると、一般には排水はただなんやわな、下水はあれやろうけどさ。

だから、そこらを少し、平成17年度に組織機構改革における中でそういう考え方が足らんだんかなと思っておるし、今後も、そうしたら利水者のため池、私らの寺方にもあるんやろうけど、秋葉理事のところの家の近くにあれがあるやんか。もうあのため池、埋めてしもうたらといったら、下の人はめっちゃ困るでな、一旦水が来た場合にということがあるわけやわさ。

だから、水って目に見えやんもんで、有形無形の形であるし、例えば、桜の西のほうにようけ、無数にため池があるわ、あそこは。あそこのため池、そうしたら、もう利水で直さなならんというたら、農業者もそれだけをよう費用負担せんと言ったときにほったらかしにするか、極端なことをもつと言うと、修繕せんだら埋まるわな。その水は一体どこへ行くんかというものの見方をしたときに、やっぱり維持修繕を、受益は農業者だけかというものの見方というのを少しせんとあかんのかなと。

農業がもう少し産業として成り立っておるようなときやったら、私、よかったと思っておるんやけど、それなりに、とる一つのものもあったけど、産業として成り立っておらんに田んぼの水を使うておるという四、五十年前の発想でええのかなという、そこを平成17年度のときにもう少し丁寧に議論をして、そうしたら、そういうため池はどうしましうかとかかな。

これが市街地のほうなり、住宅開発を許したところのため池やと調整機能やという、深くしておるといふ話やったら、利水のため池を少し深くした調整機能やわな、川にとっては。そこら、どうしても今、委員長が言われるように一つずつの説明ではなくて、ものの考え方として一つのわかりやすいものをつくらなあかんだときに、前はできておったんやわ。商工農水部にあるやつは利水のため池と。都市整備部はそれをただと、それを四日市が一緒にしたということをもう一遍考え直さんと。だから、早急にせんと、これから天候の局地的な豪雨に対する部分でいうと早くするべきやろうな、これ。

だから、産業として成り立つというのはちょっと抽象的かわからんけど、でも、変わってきておるやん、それは。それ、誰も怒らんとするもんで、これ、ここからは個人の考えやで。町場に住んでおる人を上が守っておると思ったら、上というか、農業者が、治水機能が、保水機能があるというなら、町場の人らにそういったことの観点で、利水もあるけれども税金投入をしたらあかんですかと言ったら、あかんと言う人は、俺、おらんと思うんやわ。今は。

だから、その辺の、四日市市が少し考え方を市民に説明していくということが必要になってきたのかなという思いやな。そこは譲れやんかな。

だから、俺、何も受益者負担という考え方じゃなくて、下のほうの人らの浸水対策を上の方で協力を願うんやで、少々の税負担を下の人もしてくれてもええんと違いますのという考え方はあってええやろうなと思うんやけどな。

以上です。

伊藤都市整備部長

今のご指摘、自分も理解するところでございます。

冒頭、委員長が利水と治水の違い、どこで線を引くんだというふうなことで、ないと行政が困るものは治水、農家の人困るのが利水と、大ざっぱに概念的に分けていただきました。私、これ、そうやなと思うんですけども、それを、今言われるように具体化していかないのかなと。こういうものは治水で行政がみんな負担しましょう。こういうものは利水ですので、農家の人もご協力をくださいというふうなところを考えていかなければいけないのかなというふうには思っておりますけれども、なかなかその仕分けが、この間から考えておるんですけど難しいのかなというふうに思っております。

ただ、難しい難しいではだめですので、何とかある程度のルールみたいなやつをつくっ

ていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

川村幸康委員

このため池は、そういうのはそうやろうけど、例えばさ、農道とって、農業者以外は通ったらあかんのかと言ったら、そうでもないやろうし、だから、どこでという考え方を、少し見方を考えやんと、維持修繕というのが今、課題になっておるわけやで、どう維持、修繕していくかといったときに、今までの発想は、9割は税金で、1割くらい地元の利用者に負担というのが、農業が産業として成り立たんで、しんどうなってきたもんで出るわけやでさ、今後は。

そやけど、それでも何にも不満が残らんだんは、農村整備課が持っておればそうやろうなという話の世界があって、河川課にいったでというところの部分が少し、組織機構のときに考え方の整理がなかったんやさ。

だから、逆に言うと、今、部長が言われるように、利水も治水もどこかで線引きというけど、住所一つも河川排水課が持っておらななかなかできやんわ、それこそないが。もうはっきりわかるのやったら、それは、もう一遍昔みたいに農村整備課から耕地課に戻して、こっちのやつは農業施設で分けて、こっちは治水、河川と分けるのしかないと考えておる。

ただ、その中でも、昔からあった掘り割りみたいな、下に砂防みたいなのを掘って、ポンプを入れてアップして農業にまくようなやつやとな。砂防もあつたでな、あれは、意外に。そうやろう。あれ、農業従事者が砂防でいって言って掘って、とって上げておつた。えらなると、下を掘られたら困るわさ、そんなの。もう上げるの面倒くさいと下へ掘っていったら。

そういう意味でいくと、もう一度、そうしたら考え方、農村整備課を復活するということが一番わかりやすい。四日市の都合でやっただけやでさ、水というだけで河川にしたの。

諸岡 覚委員長

今、川村委員から、利水も治水も水という一くくりに河川にしたことがそもそもの問題の発端だったんじゃないかという指摘もあつたわけですけども、それはそれで、これのデメリットをよく指摘されておるなと思うんですけども、平成17年度のときに、統合し

たときに想定した、逆に言うと、河川で一元化するメリットって何かあるんですか。前よりもよくなったよなというメリットは何かありますか。

どうぞ。

稲垣河川排水課長

メリットと申しますか、これ、平成17年度の機構改革のもともとの考え方が、東海豪雨を受けて、総合治水対策というものを考えておる中で、いかに治水を考えるかというところでもっての一つの整理の中で、一連の川の中の途中にあるため池については、単なる利水だけでなく治水という意味合いもあるだろうと。そこら辺をうまく使っていく手法を行政として考えられないだろうかというところら辺で、それは農水のほうでの考え方ではないものですから、河川で考えたらどうだということできたのかなと。それを実際に具体化させていただいたのが、今、ジャンプアップでため池に治水機能を復活する事業を上げさせてもらっています。そういう形で今は対応させていただいているということなんですけれども。

諸岡 党委員長

今のお話を聞くと、やっぱり視点が治水ベースでどうしても河川だと考えてしまうのかなというふうに思うんですよね。利水、農業者視点でものを考えるという感覚が、やっぱり今の発言の節々に、治水ができるようになったという話はあったけれども、利水がよくなったという話は何もなかったんですよね。そういう部分には、やっぱりものの見方がそれぞれ違いますのでね、治水と利水というのは。

今の川村委員のご指摘があったように、一緒の、統合をして河川の中でやるのであれば、そういった視点をもっと持ってもらわなければいけないし、逆に、どこまでいっても河川は河川なんだと、治水なんだと言うのであれば、やはりこれは、いま一度、もう一回切り離すということも考えたほうがいいだろうし。

当委員会としては、そういったものを、行政機構の中にはメリットもあるけれども、こういったデメリットも、当時、想定はしていなかったけれども、デメリットが出てきているよという指摘をさせてもらうというまとめ方をさせていただくということで、今回のことはおさめていくという方向でいかがでしょうかね、委員の皆さん。

川村幸康委員

農業施設に関しては、全くそれで異論はないです。やっぱり課題はあるんやで、どうそこで、もう一度、特に新設でないと思うもんで、維持修繕をどう考えるかということやさ、どう守るかということ。だから、その観点はやっぱり治水なんやわな、利水よりも。

だから、あの平成17年度のときも、私は前々から言ったんだけど、持って行って受益者負担がなくなればええなと思っておった、治水でいくんやでな。維持修繕はもうあれやわな、治水でやるべきやと思っておったで、ただ、それがそういうことじゃないもんで、このコンビナートの煙を見て環境を汚しておると見るか、コンビナートの煙がなくなって環境がええなと見るかによって、立場によってぐらっと変わるのと一緒で、治水と利水というのは本当に裏腹なところがあるので、だから、それはそんでええと思うんやけど、ただ、今回の横井井堰に関する、災害復旧というのをもう一つの課題として出てきたとは思っているんですよ。農業施設が、総合治水対策の分野に持っていているんですよ、今、河川排水課に行くと。そのときの災害復旧というのがどういう考え方をするかというのがなかなか、一概にケース・バイ・ケースで今まで対応してきておるんやろうけど、レアなケースが今回、重なったわけでしょう、多分。

これが、何も無い老朽化で壊れたといたら、ある程度受益者負担という話があったんかと思うんやけど、ある程度の災害が出そうなくらいに予見された河川災害になったわけやわな、これ。そこをどう見るかやろうなと思って。

だから、本会議場でも言ったんやけど、芳野議員と反対になったけれども、芳野議員、自然災害全部にそうした受益者負担をと言ったけど、自然災害というのは予見ができやんだやろうけど、今回の場合は、さっき言っとったように河川災害でないと言うわな、河川改修をしたで。そうやけど、老朽化しておったんやで直してくれと言って、直してもらうておったら、もっと安い負担で済んだんかわからんのやけれども、そこを放置した責任があって壊れたということもあるとすると、地元では、修繕してくれというにもかかわらずというところもあるわけやで、だから、非常に災害復旧での、してという要望が上がっておったにもかかわらず、先に災害が来てしまって、修繕せなあかんときの負担をどう求めるかということと、日常の何にもないときに修繕していくときはどうかという、こういうことも、もう一個に今回の件はあるのかなと思うので、そこらも委員会が少し、これ、道路でも何にしるそうやと思うねんけど、これから。今のところのほうでは自己責任ということでしょう、民地は。

諸岡 党委員長

今のは河川の話だけど、今、道路の話が出ているけど、例えば、これが、農道が何かの災害でがしゃっと崩れたときに、直すときに、農道だから、当然地元の農業者負担もあって、税金もあって、だけれども、そのときに、川と道が違うけど、ものの考え方は一緒やないかと、そういう話なんですよ。

川村幸康委員

多分、そのときやったら税で直すと思うんやけどね。

三平一良委員

法律で決まっていないうわな、受益者負担を取るというのは。例えば、農道といえば、公益農道なんか国がやっておるわけや。あれ、農道やろう。そうすると、受益者から取っていないわね。そうやから、その受益者負担をなくするという検討はしておると違うの。

伊藤都市整備部長

今、商工農水部のほうで検討していただいておりますのが、なくす方向なんか、低減する方向なんか、申しわけございません、ちょっとそこまでの把握はしていないところでございますけれども、ただ、いただいておりますのは真摯に、どういうのが一番ええのかというのは検討していただいておりますというふうに思っております。

私どももため池の5%をいただいておりますので、私どもは私どもで、そのことをいいのか悪いのかというところは検討しなければいけないというふうには思っておりますけれども、まだ現在のところ、答えが出ておるといえるものではございません。

三平一良委員

だから2月ごろに検討結果を出すというようなお話やったもんで、それを待たなしようがない。

川村幸康委員

市民目線でいくと、やっぱり河川排水課でやっておるといえることのわかりにくさという

のが出てきておるんやわな。農業者は農村整備課で担当してもらってやってもらうと、それは、少々農業施設かなという観点はあるけど、平成17年度に、四日市市が、それは総合の治水対策としてそっちへ移管をしたのであれば、やっぱりそこのあるべき姿というのが今回、弱点が出てきたんやで、そこをどう補うかということと、もう一個、これ、よう考えてほしいんやわ。その治水によって、ため池があることによって、浸水なりいろんな、河川も含めて、利用はしておるわけやわな、ある意味、治水ということの中で。

だから、そこは薄く、広く、みんなで負担してもええんと違うのというのが9割なんか、1割なんかという話やろうと思うでな。

特に、あと、ようわかっておるのは、今も原課が少し交渉しておるのが、ため池がありますやろう。この下は全部利水しますわな、田んぼで。だけど、例えば、その上に四日市が誘致した大きな工業団地があって、その水がこのため池に入ってくるということがあるわけすわ。と、このため池は農業者専用のため池でもないんですわな。排水機能も含めたため池というのもようけあるもんで、だから、そこらをもう一回仕分けするとか、本当にもう農業者しか使っていないため池はどうなんやとか、幾つもカテゴリーはあるはずやで。

だから、農業用の大排水とかよう言うておるけど、あれも雑排水が入っておるのやわな、結構。しゅんせつだけは農業者でやっておるのや、農家組合が。あれで農家組合にやらせたら、文句を言わんでええし、農家やもんで、ユンボやあんなの、大体どこかから借りてくるもんでええけどさ、あんなもの、本当にやらなならんとなったら税負担も多いなと思うと、今のままでの文化を残しつつやるんが一番ええやろうなと俺は思うておるよ、それは。

そうやけど、平成17年度のときに治水と一緒に考え方でやったもんで、やっぱりそれは問題が出ておる。私のところの寺方町1区やらあたりは自分のところで上げておるわ。そこらも、もう一個店の下の曾井町なんか行くと、もう農家も弱ってきておるもんで、これだけの土砂をよう上げやんで上げてくれと河川排水課へ要望するような状況が出てきつつある中で、だから、もう一遍それは考え直さんとな。

ミックスされておって、だけど、課が違っておったもんでみんなしてもらっておったけど、一緒にしたもんで、要望としては声が上がるようになったという部分があるんですよ。桜なんかもうほとんどそうやわ、河川排水課になってからや、やっぱり。桜の農家の人らが文句を言うようになったのはな。それまでは自分で上げておったんやわ。

そうやけど、農村整備課がなくなって河川排水課の所管になったら、なんで俺ら、川のやつをせなあかんのやということになるんやわな、意識が。そうすると、団地の人間にも川ざらいをさせよとか、団地の人間、俺らが田んぼをしておらんのに何で上げやなあかんのやという話になってくるわな、これ。普通に使こうておる道普請の、あれはやるけど、農業の大排水だけは、一般の非農家の人々が上げていってから農家だけがまだ上げておるで、これは農業施設やと言って。まだその意識があるでええよ。そのうち俺はなくなるやろうなと思って。

三平一良委員

だから、農業といっても周りがまちになって、皆さん、使われるわけやわね、今。そうすると、産業道路ってあるやん。そういうくくりはどうなるのかとか、その辺を考えると、やっぱりきっちり決める時期が来たんかなというふうに思う。

諸岡 覚委員長

一度組織機構の見直しについても、折にふれて、役所内でそういったことも検討材料に入れていただいて、今後も恐らく似たようなケースの事例というのは出てくると思うんですよ。そのときに、極力治水だけじゃなくて利水という部分も視点に入れていただいて、農業者だけじゃなくて、地域住民全体の立場、考え方というのも視野に入れていただいて、可能な限りの温かい行政に努めていただきたいなということで要望させていただいて、一旦これをもう閉じさせていただいてよろしいですか。

川村幸康委員

そうしたらもう一つわからんのは、護岸というのも、俺、わからんけど、港なんかの護岸、あれは、行政的に行政はしていますやん。個人の会社の護岸みたいのがありますやん。あれは企業がやっておるの。あれはどういう考え方なんかな。

伊藤都市整備部長

私、四日市港管理組合におりましたもので、それでいきますと、今言われるように、公共がつくった護岸というものは公共で維持管理をします。基本ですけれども、企業さんがつくったやつは、基本的にはコンビナート企業さんで直してくださいというふうな仕分け

にはしております。

本来、行政側が埋め立てて、土地を民間さんに売っておるんですけども、そのときに護岸敷もろとも売ってしもうておるんですわ。それやもんで、もう護岸は、民間企業さんなら民間企業さんで直してくださいというふうな言い方はしておるところでございます。

ちょっと最近は、ごめんなさい、ちょっとあれです。私がおったときはそんなような感じで仕分けをしておりました。

諸岡 覚委員長

要するに、団地なんかでがっつ切り立ったところにやるけど、あの擁壁は全部、その土地が自分でやらなあかんのと同じですね。団地を売り出すときに、もう擁壁ごと売っておるで。

川村幸康委員

そうすると、修繕も自分や。擁壁が高いところは、結構リスクもあるわけや。

もう一つ聞いていい、そうしたら。

諸岡 覚委員長

はい。

川村幸康委員

そういう考え方でいくと、耐震とか、そういう法的なやつは自主検査するわけや、例えば、民間企業なら。

それと、もう一つは、例えば、今の売っぱらったという話でいくと、ため池なんて、底地、行政が持っておるやん、ほとんど財産。そこへ施設物だけを占有させておるといふものの考え方なの。その所管というか誰のものなの。例えば、この横井井堰なら、農家組合が持っておるわけじゃない、行政のものになるの。利水権だけを農家組合に付加しておるのか、施設の維持管理は誰なんかなという、よくわからんけど。

諸岡 覚委員長

横井井堰の所有者は小古曾自治会ですね。

川村幸康委員

いやいや、だから、井堰、護岸もろとも小古曾自治会で、小古曾自治会が要らんと言ったら、もうそれもなくなるわけ。撤去までを自治会でするわけ。

諸岡 覚委員長

ちょっと待って。撤去というのは、例えば、この写真でいうところの、このブロックを全部どけで、もとのただの土の状態の土手にして返せということ。

伊藤都市整備部長

原則としてはもとの形に戻しなさいということですので、もとがブロックがなかったら、土のままということになると思うんですけど、現実問題としては、本当にとるんやったら協議にということになって、残してとかいう話は出てくるかと思います。

川村幸康委員

わかりました。

諸岡 覚委員長

それでは、この所管事務調査、閉じさせていただきます。

まとめにつきましては、正副委員長のほうで一度まとめさせていただいて、また皆さんにペーパー、ポストに入れさせていただきますので、気になる点がありましたら、赤を入れていただいで返却いただくと、そのような段取りでお願いをいたします。

理事者の入れかえもありますので、休憩に入ります。再開、55分といたします。その後は、もうノンストップで昼まで行きますのでよろしくお願いします。

10:45 休憩

10:57 再開

諸岡 覚委員長

再開をさせていただきます。

ここからは、所管事務調査を終えまして、8月定例月議会で附帯決議が出されておりました。要するに、あの新総合ごみ処理施設のときの話題で、地域対策云々というところで、その辺の範囲とか、これの経緯とか、そういったことを一回きちっと調べるべきだと、そういった内容の附帯決議でございました。

それに対して、理事者側から報告事項があるということでございますので、まずは説明を受けまして、その後、質疑に移ってまいります。ただ、予算常任委員会のルールのほうを先に説明させていただきますけれども、ごめんなさい、決算常任委員会のルールのほうを先に説明させていただきますが、附帯決議が付されたものにつきましては、まずは、所管の分科会でこれを取り扱い、協議をします。協議を経た後に全体会に上げるということになっております。

分科会において、この附帯を解除するかどうかという判断を、いわゆる採決をするかどうかにつきましては、しなければならないという明確なルールはありませんが、してはいけないという明確なルールもないということでございますので、皆さんの同意があれば、その辺は空気を見ながらなんですけれども、合意があれば採決をしますし、意見が分かれそうだなと思ったときには、もう採決はせず、そのまま全体会に上げていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

では、ご説明のほうをお願いいたします。

倭財政経営部長

財政経営部長の倭でございます。よろしく願いをいたします。おはようございます。

そうしましたら、資料のほうを調整させていただきました。おめくりをいただきたいと思えます。

1ページでございます。決算常任委員会附帯決議の対応についてというところでございまして、まず、附帯決議のほうを記載させていただいてございます。大きく3点、いただきました。

1点目でございます。環境整備費支出基準、具体的には、迷惑施設定義、地元の範囲、予算費目、支給期間及び額などを作成し、平成25年予算編成時期までに議会に説明を行うこと、これ、1点目でございます。

2点目は、四日市市が迷惑施設建設に伴い支出をした環境整備費について、過去の実態

を早期に調査し、議会に報告すること。

3点目といたしまして、北部清掃工場管理運営費により、垂坂地区内に支出されている環境整備費及び新総合ごみ処理施設に係る周辺環境整備費用については見直し、平成25年度以降の支出について検討すること。

このような3点をいただいたわけでございます。順次説明させていただきたいと思いません。

まず、附帯決議1でございます。具体的な支出基準というふうなところでございます。

それで、まず、環境整備事業というところでございます。これにつきましては、本体事業の円滑な遂行という目的の下に、地域住民の理解と協力を得るために行うものというふうな考えておるところでございます。

個々の対象となる施設、公共施設おののにつきまして、そのご指摘をいただきました基準というところは異なってくると考えてございます。そういったところで、数字的な設定と、基準と、明確な点は難しいと考えてございまして、今から下に4点、説明させていただきますけれども、いずれにいたしましても、事業執行に当たりまして、支給期間や金額を想定し、予算の位置づけ、議会にて十分協議、議論していただきながら執行していただくことという考え方でございまして、基本がもうここになってくるかというふうな考えてございます。個々の施設につきまして、おのの、それこそ影響も違うという中で、それをオープンにさせていただく中でご協議いただいて、執行させていただくというふうなところで全てを見える化させていただきたいというふうな思いでございます。

迷惑施設定義につきましてはでございますけれども、これについては、市民サービスを提供するために必要であるが、地域の住民に対して衛生面、環境面や、安全面で影響を及ぼす、またはその不安がある施設というふうなところで考えてございますので、こういった影響面を考える中で判断をさせていただくことになるというふうな考えております。

地元のほうにつきましても、施設を立地する地域及び施設が建設されることにより、通行車両増加や排水等、生活環境にも影響及びそのおそれが考えられる地域というふうなところで、さきに説明させていただいた衛生面、環境面と、そういったところの影響というふうなところを考える必要があるというふうな考えてございます。

三つ目、予算費目についてでございますが、これにつきましては、各事業のそれぞれの目的ごとに款、項、目に位置づけをさせていただくというふうな考えてございます。そういった中で、今回の環境整備事業につきましては、環境整備という形で明確に整理をさせ

ていただいて、予算書におきましてもそういう形で事業を出させていただきまして、明確に位置づけて見えるような形をとらせていただきたいというふうなところでございまして、それに基づいて議論をさせていただくというふうなことで考えてございます。

支給期間につきましては、大きく二つに分かれてございます。施設建設による影響を緩和するためのものと、建設に係る影響というふうな視点でございまして、これにつきましては、できる限り施設稼働までに実施することを基本と考えてございます。事業期間を考慮して、計画的に実施をさせていただきたいと。

それから、施設稼働後でございますが、毎年、周辺施設で維持管理として必要なもの、こういったものにつきましては、施設が立地する間というふうなところで必要になってまいろうかというふうにご考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、さきにも説明させていただきましたが、全てをオープンする形で、議論をいただいた上で執行させていただきたいという基本のスタンスで臨ませていただきたいというふうにご考えてございます。

2ページをお願いいたします。

2ページ以降が、附帯決議の2についてでございます。これまでの執行状況というふうなところでございます。

まず、2ページが、北部清掃工場に係る環境整備費というところでございまして、これが7ページまででございます。昭和49年度から平成23年度までというふうなところで、総額といたしまして1億7000万円余りを支出しておるところでございます。

下のほうに、折れ線グラフで、全体的なトレンドを見ていただくというふうなところで掲げさせていただいております。

それから、8ページからは、埋立処分場の南部埋立処分場の関係でございます。これが、昭和52年度から、17ページになりますけれども、平成23年度までの計で7億9400万円余というふうな状況になってございます。昭和52年度から平成23年度の35年間で約8億円というふうな状況でございます。

次に、18ページでございます。四日市の競輪事業というふうなところでございます。これについては、周辺道路清掃とありますが、自動車整理に係る協力費というふうなところで、地元の自治会に出しておるところでございます。

次に、19ページでございますが、食肉センター・食肉市場の拡張再整備に係る環境整備費というところです。

これは、昭和53年度から昭和55年度、3カ年にわたりまして再整理をしてというふうなところで、地元の新正の自治会に対して出したものでございまして、昭和54年度から昭和58年度というところで、全体として8200万円がかかっておるといふところでございます。

それから、20ページからでございます。これにつきましては、水道事業に係る、取水に係る地元協力費というふうなところでございまして、まず、内部地区でございますが、20ページから22ページというふうなところでございます。取水協力費といたしまして5700万円余りを支出させていただいておるといふところでございます。

これは、地元の農業用水の利用につきまして、水源管理に伴いまして、井戸が出なくなったというところ、それに対する、係る補償というところで支出をさせていただいておるといふところでございます。

それから、23ページが神田取水場でございます。取水場に係る地元協力費というところで、23ページから25ページにかけて記載させていただいてございます。

これにつきましても、神田取水等がございます。これに係る取水に伴いまして、農業用水についての取水量、制限をかけるというふうなところがございまして、それに対する補助の水源の利用が必要というふうなところ、これに係る経費というところで出させていただいておるといふところでございます。これが、総額といたしまして6億3000万円余りというところでございます。

それから、26、27ページに、東員町内での取水というふうなところで、これが地元協力費というところでございますが、先ほどの神田のものが地元の土地改良区に対するもの、それから、これにつきましては、裁判になりましたけど、同じ神田の関係で、地元自治会というふうなところについての協力費というふうなところでございますが、これにつきましても、27ページにございますが、総額としては3億7000万円余りとなっております。

一番下の平成20年度に書いてございますが、裁判の和解により支払いを終了したという経緯もございます。

それから、28ページでございます。これが、前回の決算の委員会ではちょっと資料としてお出しできていなかったんですけど、大井の川の改修対策事業というふうなことに係る地元協力費というところでございます。公共下水道の特別会計におきまして、昭和62年度から平成2年度、4年間にわたりまして総額で2900万円余りというふうなところを出しておるといふところでございます。

私のほうから説明は以上でございます。

諸岡 党委員長

ありがとうございました。

続けてお願いします。

中尾環境部理事

環境部理事の中尾でございます。

29ページをごらんいただきたいと思います。附帯決議の3についてでございます。先ほどちょっと説明がございましたが、現工場の環境整備費と新総合ごみ処理施設の環境整備事業につきまして、見直して、平成25年度以降の支出について検討することという附帯決議をいただいております。

大きくは、1番の新総合ごみ処理施設整備事業に伴う環境整備事業についてと、(2)の施設維持管理に必要な周辺環境整備事業ということで分けさせていただいております。

基本的な考え方は、平成23年度の議員説明会等でご説明申し上げたとおり、環境整備事業というのは、施設が立地する地域、それから、施設が建設されることにより、通行車両の増加とか、排水等の生活環境への影響、そのおそれが考えられる地域を対象として実施するというところでございます。

1番の新総合ごみ処理施設の整備事業に伴う環境整備事業でございますが、これにつきましては、下のほうに表がございますが、平成24年の2月の予算常任委員会のほうの資料として提出させていただいておりますが、それから見直しを行っております。

各地区からの要望内容を検討しまして、環境整備事業として実施する事業についてでございますけれども、各事業につきましては、現時点での見直しを実施して、事業費の精査を行いました。これにつきましては、測量設計を済んだもの、あるいは、具体的に工法等を検討する中で現時点での見直しの数字でございます。

この表が、1番から10番までございますが、1番から8番までにつきましては、表の下の欄にございますが、垂坂町の第1自治会からの要望に基づく環境整備事業、それから、9番は、垂坂7町と隣接する大矢知3町で作ります大矢知地区新総合ごみ処理施設対策協議会からの要望で、内容としては、直下でございます東垂坂町の公園の整備ということでございます。

それから、10番は、羽津連合自治会から出ております米洗川の支線県道横断事業ということでございます。これは、米洗川に清掃工場ができることによりまして、その排水が負荷がかかるということで、本線との合流部を整備するものでございます。

それから、金額的には3億5500万円ということで、前回、平成24年の2月には、環境整備事業が全体で3億8300万円ということで説明させていただいています。その中には、維持管理費、これ、金額ありきがだめだということになったんですが、年間500万円ということで、4年間の2000万円が入って3億8300万円、それを除きますと3億6300万円になりまして、それを今回見直しまして、3億5500万円とさせていただいてございます。平成25年度につきましては9億5000万円、平成26年度につきましては1億200万円、平成27年度につきましては1億2760万円となっております。

それから、下の(2)の施設維持管理に必要な周辺環境整備ということで、この垂坂地区内における除草とか導水路修繕につきましては、北部清掃工場の管理運営費の予算の範囲内で今まで実施してきておりましたが、昨年のご指摘もいただきまして、今後、新総合ごみ処理施設環境整備事業費として予算費目を別にすることによって明確化を図りたいと考えてございます。

それから、昨年の決算常任委員会でご指摘を賜りました、自治会が使用するAED、それからAEDパッドなどの消耗品につきましては、周辺環境整備として支出しないように見直しを行いました。

説明は以上でございます。

諸岡 覚委員長

附帯決議、主に三つの内容がございまして、それぞれ簡単にご説明をいただきました。質疑を受けていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

先に申し上げますが、いずれにしても全体会に上げますので、きょうのお昼までには、議論が途中であっても、もう終結をさせていただいて、そのまま全体会に上げさせていただきますので、その辺はご了解いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

川村幸康委員

全体会に上げていくのであれば、ここでの議論はどういう。というのは、逆に言うと、

ここで議論をすると全体会での意見は控えてくれということになるのか。

諸岡 覚委員長

いや、そういうことではないです。ここで議論して、言い足らん方は全体会でしゃべっていただいても結構ですし、それを制限するものではありません。

また、ここで採決をとるかたらないかは別ですけれども、あくまでも、きょうは特段の結論を出さずに、聞きおいたという形で、都市・環境常任委員会の分科会としては聞きおいたので、あとは全体会で諮ってくださいという上げ方をすることも可能ですので、流れ次第です。

川村幸康委員

ただ、幾つか、次のときまでにもう少し掘り下げて説明ができるとええなと、迷惑施設の定義というのも時代とともに多分変わるのかなと思っているんですよ。ごみ処理施設が迷惑施設というイメージがついておるんですけれども、逆に言うと、環境に物すごく今は技術が追いついてくるというか、優しいのが追いついてきて、逆に、ごみやで迷惑と見るのかどうなのか。

最近では、都市の真ん中にもごみ処理場が建つようなことがある中において、今までのイメージの中で迷惑施設と見るのと、それから、客観的に、外へ害が出るようなものなのかどうなのかというところの部分だろうと思うんですよ。

例えば、あと、考えられるのは、爆発するようなおそれとか、もちろん、もう多分、恐らく外へ煙なりなんかでどうというのはそうはないのかなと思っておるもので、私からすると。そうすると、今後、迷惑施設というのはどういうものなのかという位置づけをすると、都市計画の用途変更のときに一遍考えなあかんのかなという思いがあるので、そういう視点からも、少し迷惑施設の定義というのを、今まで決まっておったものやで、それがそうやということではない、変化をしておるといふことのが考え方が、私は、取り入れていかんとなかなか難しいんかなと思っておるんですよ。

ようわかるのが、きのうかおとついでぐらいに、三重県で初めて天皇賞までもらえそうな農業のあれで、加藤牧場のがやっておったと思うんやけど、昔やと、どう見たって畜産は迷惑施設で、どの都市計画にも、畜産はもう絶対にあかんというような用途のがついておったのが、あがたハイツで、工場団地の中で、あそこの前を通ったってそうにおわんや。

においがないとは言わんよ。けれども、ほとんどにおわんという技術が出てきたということで見ると、養豚のほうは少し課題があるけれども、牛のほうは、もうほとんどにおわんのやわな。ということの考え方からいくと、やっぱりあれ一つをとっても、それで大臣賞までもらうて、下手をすると日本一の天皇賞をもらえるわけやで、だから、迷惑施設の位置づけを少し、行政的にも検討を再度し直すことが必要かなと思っておると、それから、この間、判例で負けやんやろうと思っておったら負けたんが、ごみの迷惑料が、どこか他市町で新聞に出ておったけど、違法やと。

村上悦夫委員

大津。

川村幸康委員

大津か。違法やと、ごみのあれやで、施設が迷惑施設やでということやっておったら判決でそうになりましたわな。あのときの主文は読んでいないのでちょっとわからんけれども、恐らく、今までで決まった概念からすると、多分全然違う概念を取り入れてあれを違法としたと思うんやわな。今まで、我々も迷惑施設やで出していくのもいいという判断しておったんが、少し変わってくるのも出てきたで、そこらもやっぱりきちっと、変化に対して取り入れていくという作業が要るかなと思う。

それが今回の件に当たるかどうかというのは別問題としても、そういう長い目で、スパンで見たときには、やっぱりそういうことを考えていかなあかんし、それが今回の基準からいくとどうなるかということも含めて、特に、社会的にこれ、影響が出てくるかなと思っておるもんで、無視はできやんなと思って、あの判決を。これも私が、次、また全体会で議論があるやろうけど、そこらを少し、一遍調べてもらうて、行政的に研究してやるべきかな。

諸岡 覚委員長

要するに、迷惑施設の定義について説明はいただいたけれども、その定義づけが、まだちょっと甘いんじゃないかと、ちょっと余りにもあやふや過ぎるんじゃないかと、そういうことですね、考え方も含めて。

そうしたら、全体会までに当分科会として要望しておきますけれども、全国で定義づけ、

どんな定義づけを行っているのか。例えば、もっと具体的に定義づけを行っているところがあるのかとか、そういった例文があれば引っ張ってきてもらうとか、ちょっとその辺の他市町の迷惑施設の定義づけについて、調べられる範囲で調べてきていただきますように、これは委員会、分科会として要望しておきます。

次に、どうぞ。

川村幸康委員

委員長と一緒に、だから、もっとわかりやすいのを、きょう、昼から都市計画審議会があるんやけど、都市計画決定における用途ってあるやん、都市計画の用途。あれが大体一つの基準なんやわ、迷惑の。第1種とか第2種とかって、危険とかありますやん。建てられるもの、建てられないもの、それから、音がするものしないものとか、異臭がするものせんものによって都市計画の立地の要件があると思うんよ。あれ、多分ベースにしてやっておると思う中で、ごみの処分場を外しておるところが結構出てきたんさ。町なかで、東京でもど真ん中に建ち出したのは、あの用途からすると、建たんところにも建ち出したということの中でどう見るかということが必要やもんで、ちょっとそれ、もし大津の、よければ一遍あれを手に入れてほしいなと思う。手に入らんのかなと思って。判決文じゃなくて主文というか、その内容は。

諸岡 覚委員長

どうぞ、わかれば。

駒田新ごみ処理施設整備課副参事兼課長補佐

よろしいですか。新ごみ処理施設整備課の駒田ですが、先ほど、川村委員の言われている大津の裁判の主文というんですか、判決部分については、またうちのほう、取り寄せておりますので、こちらのほうも、また資料提供という形でお出しすることは可能です。

諸岡 覚委員長

じゃ、全体会の際に資料をつけていただいて、当分科会のメンバーだけ、ちょっと事前にポストにでもそれを入れておいてください。

駒田新ごみ処理施設整備課副参事兼課長補佐

わかりました。

村上悦夫委員

ここではっきりしていただいたんですけれども、迷惑施設に対する地元の要望に対する答え方ですけれども、ここでは、地区住民として考えられております。地域住民と地区住民、これ、地区というと大きくなります。実際には、新総合ごみ処理施設建設についての要望は多岐にわたっていて、特に垂坂の要望は、これは妥当性があるように思います。その辺のところの仕分けを今後きちっとやっていくということで理解してよろしいんですか。

例えば、この羽津地区から出ている要望というのが、これは、建設に対して排水をどうこうという、直接やっていかなきゃいかん問題を、要望として上がっておるのは、これは妥当性があると見ることができると思うんですよ。だから、その辺のところの目安というものは、先ほどの川村委員の言われる迷惑施設の範囲をどう決めるか、今後どうしていくかという大きな課題もありますけれども、今回、この附帯決議をつけた内容の整理をしていく中で、今後の課題として、本当に迷惑をかける地域、あるいは地域だけでいくのか、地区。この自治会組織は地区連合自治会という組織がありますので、その単位自治会に対する本当に環境整備という問題だけで今後は対処していくのか。その辺のところも、これははっきりしておく必要があるかと思うんですよ。その辺の考え方も一つ基準において、新しく考えていただきたいなと思いますね。

諸岡 覚委員長

範囲の定義という意味ですよ。

村上悦夫委員

そうですね。地域住民という、本当に施設のある周辺……。

諸岡 覚委員長

私、ごめんなさい、言葉の感覚って結構人によったらいろいろ違って、私は、むしろ地区よりも地域のほうが広いイメージがあるんですよ。北勢地域みたいに、四日市北部地域みたいな感じで、地域のほうがもっと広くなるイメージがありますかね、私は。

村上悦夫委員

そこら辺の個人の受けとめ方というのはある、その辺も曖昧ですね。

だから、ここでは地域住民。ちょっと考えて見てみると、地区という表現もあるんですよ。だから、その辺のところを、これだけ個人差がある範囲ですから、大きく捉えたらどんどん膨らんでいくことになりますので、その辺の影響を及ぼす範囲というものを、やっぱり見定めていく必要がある。

ただ、直接工事に対する排水等について、羽津地区を流れる米洗川の修理というのは当然やらなきゃいかん部分は、これは必然的なものだと、捉え方、その辺の仕分けを今後は厳しくやっていく必要があるんじゃないかなと、こう思いますので。

諸岡 覚委員長

この範囲については、そもそも議論の発端が、厳密に自治会名を忘れましたが、前の議論の中で、これまで該当していなかったのに、田中市長にかわってからこの地区までふえたやないかみたいな話が、たしか村上委員から出されておったと思うんですけども、なぜ急に対象地域が広がったんだというその議論があって、この地元の範囲についても定義を定めるべきだという議論で附帯決議になっておるんですよ。

だから、今回の書いてきていただいたやつ、精いっぱい今のできる範囲で書いていただいたんだと思うけれども、議会側の位置づけとしては、もう少し明確な定義づけ、迷惑施設の定義もそうだし、範囲の定義もそうだし、費目についての定義もそうだし、どの費目についても何でもかんでも出していいというものではないので、こういう分野については出しませんよとか、出していいのはこういう分野だけですとか、そういうような定義づけをもう少しきちっとしてきてくべきではなかったのかという、そういうことなんだと思うんですよ。

これはこれできょうは聞きおくんですが、このあたり、一連の定義づけ、四つ、可能な範囲でもう少し詰めてきていただけると議論がしやすいなと思います。

ごめんなさい、横取りしまして。村上委員、続けてください。

村上悦夫委員

いいです。

川村幸康委員

これは、多分議会側に示してほしいのは、迷惑施設が、その不安がある施設で、不安というのは、全然、人によっては、俺、不安じゃないという人から、不安という人も出てくるといふ部分があると、感覚やもんで、さっき言うた参考では、都市計画がああいうものの考え方があると。でも、これだけ何m離れておると、これでオーケーしますよとか基準があるわけやろう。

それから、多分環境面でいうと、排ガス規制か何かがあったりなんかすると、それをクリアできやな、もう四日市ではあかんと。菰野町なんかではええけども、わかるようにしておく、例えば規制でな。そうしたほうが、つくれないにしても、それに準じた形のわかりやすさというのが要ると思うもんで、今、これ、私が出すと、危惧しておるのは、施設が建設されて通行車両や排水って、そうなると、余計にこれは問題を大きくしやへんかなと思うの、こういう出し方の注目の範囲だと。おそれが考えられるとなったら、それこそないが、非常に三重地区も渋滞しやすいわけやけど、神前も桜の道路を横切っていくやつやけど、余りにも視点の中に、通行車両とかそういうものの増加というのって何やろうなと思うんやわ。それを入れて行政はこんなことを提起していくと、例えば、大型のショッピングセンターをつくったりなんかするのでも、公安委員会と協議をして、少々の渋滞はするかわからんけれども、そういうときはガードマンをつけるとか、土日の売り出しはつけるとか、それから、こういう引き込み線で、少しあんだのところ、駐車場が狭くなるけれども、これなら安全上影響がないというふうな認識でしておるわけやで、多分、今度の新総合ごみ処理施設もそういうことは配慮しておるわけやで、そうすると、この範囲を、そういうことを逆に入れてきてええのかなということの考え方を少し整理しておかんと、やるってやれなんたら、別にあんたらの味方をせんでもええけれども、大変やなと思っさ。

諸岡 覚委員長

確かに、私もこれを見ておって、物すごい広過ぎるなという感じがして、もっとシンプルに、においの届く範囲、音の聞こえる範囲、そのものが見える範囲とか、もう少し明確に、わかりやすい基準のほうが狭くできるのと違うんかなと個人的には思うんですけどね。

川村幸康委員

過去は、だから垂坂町だったんやさ。だから、多分、行政範囲でいくと、大矢知やね、ここやと。大矢知地区という地区の概念と、それから、垂坂町という概念の中で、従来行政が、行政施策や、行政サービスや、こういうことも行政サービスやな、施すときは、地区じゃなくて町で切っておったんやわな。この会だけ連合自治会単位に切ったというところに不整合があるのや。

これ、例えば大矢知地区にしても、垂坂町、あと幾つかあるのかな、二十幾つの町にかけるという発想ならええと思うんやわ。ところが、今のところそうではなくて、連合の地区単位に来たもんで、だから、そこらが少し、今まで行政が地元に対して対応する一つのあれとしては、そういう行政区みたいなことではなくて、町単位で丁寧にやっておった仕分けやったんやわな。そこらが崩れたもんで、地元の範囲はと言っただけけれども、これやと、今度は排水等の生活までいくと、下全部やで、羽津やら全部やわな。羽津地区も全部やわな。こんなの地元やわな。

だけど、羽津は多分、そこまで言うていないと思うんやけどこれ、羽津となっておる、これは、排水場の影響でせなならんだけの話やろうで、我々が、四日市市民が、ある程度当たり前に考えると垂坂かなという、そういうことやろうで、もし範囲を絞るとすると垂坂ということ考えるべきかなという。

村上悦夫委員

調整池もつくんやでな。

三平一良委員

それはそうやけど、垂坂が反対と言って。

川村幸康委員

だから、ここの地元の範囲に、通行車両の増加や生活排水等への影響及びそのおそれが考えられる地域としてしまうと、地元を。それこそないががばっと大きくなるよねと思っで。三重地区も通るし、中森議員も言うておったやん、三重地区も車が通るぜとか。

諸岡 覚委員長

極力範囲は市民が怒らんレベルで狭くしていかと、どれだけでも税金を投入しやなあかん羽目になってくるという、そういう危惧が議会側にあるわけなんですよ。

さっきも言いましたけれども、村上委員の指摘もあったけれども、どうも近年、その範囲がやみくもに拡大されてジャブジャブやっておると違うかというそういう指摘があるわけですから、それを抑制していくための定義づけだということで、もう一度、全体会までにもう少し詰めていただきたいと思います。

どうぞ、お願いします。

須藤次長兼生活環境課長

今、川村委員さんから、そういういろんな騒音だとか、大気だとか、水中だとかという、あるいは水量だとかということでの、今の法規制に基づく何か考え方をということであったわけですが、基本的に、用途地域の中、あるいは調整区域にあっても、立地することについては、当然そういう基準は満たした上で整備させていただくというのが前提になってまいります。そういう基準を満たした中でも、やはり気になるというところに対してどう対処していくかというのがこの地元対策のところでございまして、そういう大気の影響を受けるからというのが、基準以下の中で影響を受けるからというようなことになってまいるわけですので、そういう規制の数値みたいなもので基準をつくっていくというのは非常に難しい作業、基準以下の中でどれぐらいまでのところを対象にするかということになると、基準以下のところでの線引きというのは非情に難しい作業になってしまうのかなというふうに存じています。

川村幸康委員

3.11のときに放射能が漏れたときに、避難地域指定と地域指定で今でも争いが起きておるけど、片一方8万円をもらって、片一方なしというのが線を引いてできたんやわな。もう本当に目の前、道路1本で。そのときに、これを、そうしたら今の考え、概念でいくとな、ここはもらえて、ここはもらえやんで、ここ広げましょうかという話では、またそういうの、またぞろになるのやわ。

そのときに、その考え方がよう線を引かんのやったら、もう今度はほっておいてええんかという話やわな。そうすると、どこかで引かなならんということを決めたときに、客観的にも個人的な人間関係がない中で線を引くという一つの線引きをせんとあかんときに、

結局何々地域じゃなくて、今でいうと何々町とか何々単位で割ったわけや。だから、その考え方というのを、数値というののはわかりやすい例で出ただけで、数字で出せという話じゃない。

だから、そうしたら逆に言うと、説明もせなあかんところをしていないんと違うかというおそれもあるもんで、この新総合ごみ処理施設が建つことによってとか、ほかの行政の迷惑施設が建つことによって、環境上のあれは全部クリアしていますと。でも、それよりも少し、クリアはしておるけれども影響は受けるというところの部分をどの地域ですよと、この地域ですよという説明をせんとあかんと思うておるのやけど、そこは少し、行政の人からするとえらい仕事やもんで、がばっと、そうしたら、もう出すなら出してやれさという話になっておりはしないかという話やもんで、一度、地元という定義をしっかりと再認識しましょう。

だから、同和対策なんかええ例やん。逆に、あんなに入れたなかったでさ、みんな。もう俺のところは1区と2区を分けるとかさ。よそでもそんな話があって縮めていったわさ、ぎゅっと。ここも部落なんやけど、それやと一生部落と言われるのは嫌やでって、もう俺のところは抜いてくれって、抜けて行ってこっちへ入ったとかようけあるわさ。逆もあるわけやでさ、指定されることで。

そのとき、やっぱり行政が言ったのは、線を明確にして引けやんと、そこへ行政サービスは届けやんでという話だったわけ。だから、今回でも、環境整備ならぬ行政サービスをするにおいたら、ある程度そういう線は要るわけやさ、公平感のある。

村上悦夫委員

今川村委員が言われるとおりで、この問題についても、今後のことをどうするかということですので、過去のことの経緯からいくと、今の新総合ごみ処理施設を計画するときに、環境部が用地買収に入れなかったやないの。テーブルについてもらえなかったという事実があったやないの。だから、その範囲をきちっと決めていかんと、迷惑施設を持ってくる地域、地区だからといういろんな条件が出てきた。それを、議決もしたことだからそのことには触れないけれども、今後、そういうことも起こっていくと大変なことになるから、こういう基準というものはっきり明確化しておく必要があると。だから、だんだん大きくなっていくよというの。

だから、これ、大矢知問題が出た、中学校問題が出た、関連しておるということは、も

う皆さん、市長自身も選挙期間中に大矢知地区に迷惑施設を持っていったと、長年の課題の中学校建設はどうしても地域の課題としてという、もうそういうことを堂々と公に出して言っているんだから、そういうことが今後起こらないようにしていくためには、そういう範囲をきちっと決めていったらどうですかということ言うておるんだから、その辺は、今、須藤さんが言われるように、不確定な説明の仕方をされると困ります。

やっぱり今後の体質として、その範囲をどのように決めていくかと。税金の無駄遣いをやめながら、基本的な部分の迷惑がかかる部分の環境整備をしていくというものであれば、これは、当然する必要性があると。そこら辺のところを、やっぱり襟を正してもらうために、今後、問題点としてそういうところをきちっと申し合わせしていこうじゃないかというものをここでつくってもらいたいなということなんですよ。

だから、過去のことをほじくるんじゃなくて、過去のこととも参考にすると、今後の行政の考え方というのをきちっと決めて申し合わせをつくっておけば、例えば、八郷で何かをつくりたいと、工場誘致したい、それでいろいろ迷惑がかかると。じゃ、今回、東芝誘致に対して、八郷地区は単位自治会で処理しましたよ。連合自治会で、車がふえるからどうこうという問題を大きくクローズアップしなかった。ただし、常識として、渋滞の箇所は考えましようという、行政サイドで渋滞緩和処置を考えられた。もうその程度でいいんじゃないの。

だから、そういう範囲を超えてくる状態をどのようにセーブしていくかということが今回、はっきりと申し合わせをしておくべきじゃないかと、行政のほうは。そして、対処するという形をここでとらないと、今後、いろんな問題が出てきたときには、その都度、抱えなきゃいかん。そこら辺を、ええ経験として今回の課題が出てきたわけだから、その辺を一つ重きに考えていただきたいなと。

だから、地域、地区とかいろいろ語句について理解する範囲がそれぞれ違う部分もあるから、単位自治会、付近の自治会ということにしておけばいいことであって、範囲を広げていくと大変な問題や。羽津地区にまたがる排水の問題は当然、調整池をつくって、新総合ごみ処理施設、それで流すわけだから、それでもなお、迷惑、改修がおくれている部分をこの時期に合わせていこうということでは必然的にやるべきことだから、これは、範囲が広がっておるように見えるけれども、それはそれとして理解できるじゃないかという視点を持つべきじゃないのと。そういうことをはっきりと精査しておく必要があるなということなんです。

倭財政経営部長

改めていろいろご意見をいただきまして、今のいただいた意見につきましては、再度整理はかけさせていただきたいと思っています。

今回、こういう形で迷惑施設の定義というふうなことで上げさせていただきました。その影響というところで、ファジー的なのというふうな、いただいたわけです。

しかし、なかなかその影響というのははかりにくいということがございます。そういった面で、今回、このような整備の中で、先ほども申させていただきましたように、一つはやはり、こちらの理事者のほうで当然こういうのが出てくれば、その影響が一体何なのかとか、それについて対応するのかどうかというところで、もう一つ考えを持っていくわけですね。そういう中で、完全な基準というは、線引きというのは難しい中で、今回、この資料として出す整理の中では、やはりこちら側の考えた内容について、議会のほうにそこら辺の考え方をお示しして、ご意見いただいて議論する中で、やはりある程度実態に即した形で対応していく必要があるという考え方で、今、整理をかけておるところでございます。

やはり、先ほど言いましたけれども、確かに迷惑施設についても、一つ一つ特性も違いますし、そういう中では、影響というものがどういう形で出てくるかわからないというふうなところで、なかなか線引き的なところも難しいのかなという中で、基本的な考え方を上げさせていただく中で、ここについて、今後、そういうことがあれば、当然それは影響がどういう影響があるかとか、それに対してどのような対応をしていく必要があるかとか、そこら辺を、全体を議会のほうにお見せする中で、やはり議論して対応していく必要があるというところで、こういう形で調整をさせていただきました。

今いただいた意見、改めてそこら辺について、これにどういうふうな形でさらに整理がかかるのかというところはさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的にはそういう考え方のもとに、今回、お出ししてございますので、その点、ちょっと申し上げさせていただきました。

以上でございます。

川村幸康委員

田中市長やけど、行政側が、私は、議会側よりも、行政手続とか、ルールとか、法とか

というのは、ある程度完成しておると思っておるんやわ、前々から。それでいくと、今回の場合、市長がよく政治的判断と言われたのに対して、市長が、私は、二つ、行政の大事にしておったものを壊したと思っておるのや。それが、一つ目がこの地元やさ。地元の範囲やんか、今まで町単位やったのを地区に広げたということは。だから、再手続をもう一遍再構築しておかんと、壊れたままではあかんと思っておるのが一つ。

それから、もう一つは、教育委員会の学校のああいう行政まで市長が壊したのも二つあるわけや。だから今回、二つ壊したわけや。本来の教育行政からいくと、学校が建たなんだし、本来ごみの迷惑施設からいくと、こういったことも無理やったんや。ところが、市長がそこを政治判断でやったということの事実があって、悪いけど、市長はそれで方向性が決まったと思ってもろうたら困るわけや。現状認識からいくと、あんたらも、あの新総合ごみ処理施設を建てることによって、学校はつくったということが一つの流れになっていくことを、もう今回だけにしておかなあかんわけや、極端なことを言うと、まだできてはおらんけれども、そうしておきたいわけや、私らの考え方からいくとな。そこをとめておかんと、あんたら、これが、今度現状認識で、これを出してきたやつは、今の矢知中学校がまだできてへんもんで、またもう一つ言うと、矢知中学校をつくれることを前提にしてこの基準を出してきたら、わしらは反対するわ。逆に言ったら、この基準値は、本来なら矢知中学校はできないよというところを、市長が政治的判断で出てきたわけや。その行政的手続は、多分、俺、あつたはずなんやさ。あつたにもかかわらず壊したもんで、もう一遍、我々は、そこはしっかりと理事者の皆さん、作り直してきてねと言っておるわけや。

今回の附帯決議についても、少し視点が違うなと俺は思っておるほうやで。逆に言うと、中学校をつくらなあかんための定義や基準で持ってきてもろうたら、わしらは反発するんや。にもかかわらずというのはどういうことかという、それを、政治的決断でやっていくには仕方ない話なんや。仕方ないというのはないけれども、それはもうそれやさ。

ただ、今後、そういう考え方が起きやんようにするためにはということの危惧で附帯決議を、俺はつけたと思っておるん、どちらかという。そうじゃない人もおるのかわらんけど。まだ反対のためのを言いたいので附帯決議をつけたかもわからんけど、俺からすると、どっちかというわしは逆なんやわ。もうあれも、市長があそこまで言うて、予算も認めて、建つやろうと。だけど、今後二度とそういうことがないように、市役所の市長以外の理事者の皆さんがしっかりして、行政手続をしっかり思っやってくれと。それにも

かかわらず、市長が政治的判断で決断したときには、こことこの行政手続を壊すことがありまっせと、そうするとこうなりますえと、それでもやるような意義があるかどうかという判断は議会もするし、理事者側でも議論をしてきたらよかったんやけど、どうもその足跡がない中で、わわわわっとわしは進めて、過去の行政手続を壊したなという気がしておるもんで。

特に、環境部が2回目やでさ、ごみ処理場を建てるの。

(「排ガス」と呼ぶ者あり。)

川村幸康委員

排ガス対策、あんなのも含めて、環境にというて前もごみの焼却場があったけどさ、2回目なんさ。それも、前がもう何十年か前なんさ。その中でノウハウがなかったというのもそうさや、さまざまな。だから、そういった意味でいうと、行政にノウハウがないということは住民にもないやん。我々にもないもんで、何となくごみは大変迷惑をかける施設で、健康被害を及ぼすんじゃないかというような認識やったけど、さまざまところへ行ってくると、意外にそうでもないなと思ってという気がしてきたもんで、そこを、やっぱりみんなが考えましよう。

それと、この間別のところへ行ってきたときにすごいことをやっておるなと思ったのは、広域のごみ処分場とか、それから、体育館施設とか、プールとか、文化会館というものを、北勢なら北勢で一つずつつくって、それで五つの市なら五つの市が、それぞれが一つずつ負担しましよう。今までやと、一つの市、その五つ全部がなけなあかんとっておったのが、もうえらいで、財政も、無理して格好つける必要もないで、行き来できる都市部の沿線沿いに1個ずつつくったら財政負担が軽いやないかという話し合いをしながら進めようという動きが出てきておるのや、ようけ、市町で、もうえらいもんで。俺のところ、そうしたらごみをやるわと、そのかわり、おまえのところだって四つ、五つ。少々お金くれよと。おまえのところ、文化会館をつくるなと、こっち、プールをつくるでなとか、体育館をつくるでなと手分けしておるわけや。それも大体駅の近くで。そうするとみんなが使えるし、財政負担も5分の1で済むなという話やもんで、そういう考え方もできつつある中で、やっぱり行政の手続というの一番大事やで、そうすると、ここでいうと、議会が附帯に決したことのものを、今の中をできるようにと思ってつくっていったらこれしか出

てこうへんわ、じゃないんや、考え方が。もともとあったのが壊れたで、再度見直して、そして、今の新しいものの考え方で少し再整理して、一番バージョンアップしたやつを行政が出してきてくれたら俺はええのかなと思っておるで。

中尾環境部理事

環境部の中尾でございます。

迷惑施設の定義が年々変わるということはございます。ただ、北部清掃工場は、それは今、次長が申しあげましたように、排ガスの、それから、埋立処分場もでございますけれども、汚水も、当然それは法を守らなあきません。基準を超えたら止めなあきませんので、それはしながらも、やはり該当地区では迷惑施設に捉えられております。

今の清掃工場、これ、新工場まで43年ぐらい立地することになりますし、また、新工場は少なくとも30年、その後70年ぐらいはそこに立地すると。しかも、埋立処分場は、今、閉鎖しているにもかかわらず、まだこれから浸出水というか、汚水がずっと出続けますので、これもまだ、閉鎖してから30年ぐらい建っていますけど閉められていないと。要は、こんなことで排水もし続けると。こんなことで、そういう施設については、やっぱり迷惑施設ということで捉えた中でやってきた1面を持っています。

当然、基準はみんなクリア、排ガスにしても、汚水にしても、排水にしましてもクリアしますけれども、あること自体がやはり迷惑施設というふうに感じられてきておるわけでございます、この辺についても、その範囲をどこにするかというのは、これからちょっと議論していくことになりますけれども、ただ、その辺のことは、事情につきましては、考慮していただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

村上悦夫委員

だから、地区で捉えたら、松寺が迷惑がかかったと言ったらそうじゃないやろう。そのことを言うておるやんか。

諸岡 覚委員長

まだまだご意見があろうかと思えますけれども、予定をしておりましたお昼も近づいてまいりました。

きょうはまだまだ議論も半ばであったのかなと思えますので、あえて分科会としての意

思表明、採決はとらずに、話は聞きおいたという形で全体会に上げていこうと思います。

なお、当分科会といたしましては、特に附帯決議の1番のところの各種の定義づけについては、もう少し制度を細かく、明確に、誰でも平等にわかるような定義づけをしてはどうかという提言を分科会としてはさせていただいたということで決算委員長には報告をさせていただきます。

ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

では、きょうはこれで閉じさせていただきます。お疲れさまでした。また全体会でよろしく願います。

11:51閉議